

徳島県訓令第7号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳島県警察本部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四グリーン社会推進課の項部長の欄第九号の8中「第十二条第一項」の下に「の規定による公園事業の譲渡及び譲受けの承認、同条第二項」を加え、「及び同条第二項」を「並びに同条第三項」に改め、同表住宅課の建築指導室の項課長の欄第二十四号の55中「の規定」を「の規定による国土交通大臣に対する意見の陳述及び同条第五項の規定」に改め、同号の57及び64中「及び第六項」を削り、「並びに同条第七項」を「同条第五項の規定による許可の期間の延長、同条第七項の規定による許可及び同条第八項」に改め、同欄第二十五号の2中「前面道路」を「街区」に改める。

別表第十教職員課の項課長等の欄第一号中「一の項から六の五の項までの事務に係るものに限り」を「七の項の事務に係るものを除く」に改める。

別表第十二交通部運転免許課の阿南分室の項課長等の欄第一号及び同表交通部運転免許課の阿波分室の項課長等の欄第一号中「別表第一の」の下に「五十五の項の2の事務（同2の（一）に掲げる場合に行うものに限る。）、五十七の項の事務（第一種運転免許に係る免許証の交付であつて、同項の1の（一）に掲げる場合に行うもの（同（一）に規定する者に対する交付を除く。）に限る。）」を加える。

附 則

この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄第二十四号及び第二十五号の改正規定並びに別表第十教職員課の項課長等の欄第一号の改正規定 令和四年十月十八日
- 二 別表第十二交通部運転免許課の阿南分室の項課長等の欄第一号及び同表交通部運転免許課の阿波分室の項課長等の欄第一号の改正規定 令和四年十一月七日
- 三 前二号に掲げる規定以外の規定 令和五年一月一日